

1. 件名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請（軽水及び固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和5年2月10日（月） 16時00分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV会議でにより実施）
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官
望月安全審査専門職、三好技術参与
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
准教授 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
 - 資料1：京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設[京都大学臨界実験装置（KUCA）]の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書（KUCA軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）（KUCA固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）
 - 資料2：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書 評価計算書（軽水減速炉心用燃料要素関連）
 - 資料3：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書 評価計算書（固体減速炉心用燃料要素関連）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。そうしましたら、定刻になりましたので、京都大学複合原子力買 う検定での原子炉設置変更を承認の、燃料要素の製作ですね。
0:00:12	それもヒアリング始めたいと思います。そうしましたら資料に基づき、 説明の方をよろしく願いいたします。
0:00:26	承知いたしました京都大学の高橋ですよろしく願いいたします。それ ではですね、
0:00:32	燃料の設工認申請に関わる資料についてご説明差し上げたいと思いま す。
0:00:38	まずですね2月6日に前回のヒアリングをしていただきまして今日はで すねそこからの変更点という形で、
0:00:48	ご説明を差し上げたいと思います。
0:00:51	まず資料ですね2ページ目いきましてですね資料の内容ということで目 次をつけさせていただきました。
0:00:58	でですね前回からの変更点として順番をですね少し入れ替えさせていた だいております。
0:01:05	1ポツとして、まず前回の審査会合での質問に対する回答と、
0:01:09	二つ目に補正申請での変更点。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:13	三つ目、こちらは前回と同じですか。技術基準の適合性についての説明、追加したものです、の説明と、あと対応表ということで順番を変えさせて目次をつけております。
0:01:26	ではまず初めに前回の審査会合の質問に対する回答ということで3ページ移りまして続いて4ページですね。
0:01:33	まず初めに審査会合での質問一覧ということで、まとめた表をつけさせていただきました。質問といたしまして12345と。
0:01:44	ということで五つございました。これについてそれぞれ回答を差し上げるということで進めさせていただきます。
0:01:50	5ページに移りましてまず質問101への回答ということで、説明をつけさせていただきます。
0:01:59	こちらはですね
0:02:03	分割申請にを行うことということとですね、トリウム貯蔵庫に関する設 工認後保安規定の変更申請があるということを記載しております。
0:02:12	詳細スケジュールについては6ページの方に、詳細スケジュールという 形でつけさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	7 ページに移りまして質問とその回答ということですが、こちらは 2 月 6 日の資料から特に変更はございません。
0:02:29	8 ページに移りましてこちら 22 条に関する説明になりますがこちらも 2 月 6 日のものから変更はございません。
0:02:38	9 ページに移りまして 2 についての回答ということですね、
0:02:43	補正、申請書添付の適合性の説明書第 22 条の説明を修正したということとで一応補正申請を提出させていただくということで修正したという過去形に、
0:02:54	一部修正をしております。
0:02:56	赤字については申請書内での前初期初回申請からの変更点という形で、赤字にて説明を差し上げているところがございます。
0:03:06	10 ページ目に移りまして 2 の回答について 2 の質問に対する回答についての説明の続きということで、第 2 項についての変更点、前回黒字だったものを赤字に変更させていただいております。
0:03:23	11 ページ目に移りましてこちらも軽水炉同様答えについての説明ですが、補正申請提出後ということを想定して修正したという過去形にしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:34	12 ページに移りまして新野甲斐新居の質問に対する回答の説明の続きと いうことですが、答え第 2 項についての変更箇所、赤字で説明 を変更箇所を示しております。
0:03:49	13 ページ目に移りまして質問 3 とその該当ということなんですが、こちらは 2 月 6 日の説明からは変更がございませ ん。
0:04:00	続いて 14 ページに移りましてこちらは変更箇所でございます。
0:04:07	2 月 6 日の資料からの変更点ということで、
0:04:10	燃料製造後の輸送する、堀家長尾輸送するということを説明しているも のですね後は、
0:04:18	設置変更での代表炉心のうち燃料が、最小枚数炉心というものがこちら の枚数であるため、1 回目の移送であっても、炉心、臨界炉心の構成が 可能であるという説明を付け加えさせていただいております。
0:04:31	答えについても同様の説明をしております。
0:04:34	こちらの最小枚数炉心というものについては、裏に 3 号炉がですね公差 を考慮した最小値として、設置変更にしました臨界量に関する誤差を考 慮した上で、
0:04:47	この辺りを出しているというものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	以上のことからですね 1 回目の理想完了後においてもですね、
0:04:56	炉心の構成が可能であると、運転再開ができるということで衛星を差し上げていますところでございます。
0:05:04	15 ページに移りましてこちら 2 月 6 日からの変更点ございません。外観検査人を追加するというものでございます。
0:05:12	て 16 ページに移りまして、2 発とですねつけさせていただきまして補正申請での変更点ということを示しております。
0:05:21	17 ページにですね前回と同様補正の内容ということでまずはまとめたものを示させていただいております。
0:05:30	18 ページに移りまして全体の計画の概要と、
0:05:35	ということでですね、分割申請にすることですね、こういったものをですね説明を差し上げていますところでございます。
0:05:44	19 ページ目に移りまして、こちらはですね試験炉規則第三条第 3 項にですね分割申請についての
0:05:51	条項がございます。これについて全体の概要をすること等当該申請がございます。これについて全体の利用するかということの説明しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	20 ページにつきましてこちらの分割申請のうち、燃料の製作に関する設 工認の説明については後程ご説明差し上げることになっておりますの で、ここではですね炉心に関する設工認申請とも、
0:06:16	許可整合という意味でですね申請等で、これはですねに関する申請等も 設置変更承認申請書への記載というものを一部示しております。主な核 的制限値等をこちらに示させていただいておりますので、
0:06:29	整備費の当初にさせていただいたところでございます。本申請においては 工事を実施しないということですね。検査においては適切な営業所を選 定し上記の設計条件を満たすことを性能検査等において確認をすると。
0:06:40	ということで、炉心に関する設工認の概要を説明しているところでござい ます。
0:06:45	21 ページ目に移りまして一時に申請がすることができない理由というも のを、今回説明として加えさせていただいております。
0:06:55	22 ページに移りまして、まずは軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作に 関する変更箇所ということで示しておりますが、23 ページ目に移りまし てですね炉心に関する制限の部分を削除すると。
0:07:09	ということですね、こちらを示しております。24 ページ目ですね数量につ いて、正確な値を記載するというので、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	製作枚数というものを記載させていただいております。
0:07:24	こちらコメントによるコメントに基づいて修正をしたものでございます。25 ページ目移りまして工事の方法及び手順のところなんですけれども、変更箇所として、
0:07:34	各材料もずらされ、混ぜ合わせる際に示した検査のタイミングというものを、燃料要素完成時にすべて行うよう検査のタイミングを修正いたしました。
0:07:44	二つ目として外観検査にというものを追加しております。
0:07:50	こちらはですね実際検査も行われるタイミングというのを
0:07:55	もともとこのつもりでしていたんですが、前回示しました、初回に示しましたですね場所であればその都度やる必要があるということで、
0:08:05	実際に合わせた場所というかタイミングということで、修正をしております。
0:08:14	26 ページ目、移りまして検査項目のですねまず因数検査の部分ですね、こちらを変更させていただいております。
0:08:24	外観検査にということも図、2月6日で説明差し上げましたが変更するということを追加するということで記載をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:35	27 ページ目、移りまして本申請に関わる工事が完成に従って行われたものであることの確認に係る検査のですね、適合性確認検査の部分に関するところでございますが、
0:08:49	前回 2 月 6 日についてはですね 8 条削除で 21 条 26 条を追加ということ で示しておりましたが、6 条も併せて、すでに設置変更承認の偏差で説明済みということで第 6 条の部分も、
0:09:05	併せて削除させていただきたいということで修正しております。
0:09:09	またですね 26 条の説明の部分ですね前回は輸送云々というようなことをですね剤関係 3 人を追加することに伴うというようなことをですね記載しておりましたが、
0:09:23	ここはあくまで燃料を貯蔵する必要があるためということで変更をさせていただきます させていただきます。
0:09:31	続いて 28 ページ目、移りましてこちらも固体に関するところでございますが軽水等同様の変更ということで進めております。
0:09:40	29 ページ目のですね炉心に関する制限の部分の削除、30 ページ目につきまして数量の正確な枚数の記載。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:49	31 ページ目に移りまして工事の方法及び手順のですね、検査のタイミングを変更した部分ですねあと追加したものというものを、
0:09:58	正しく変更したということで、記載をしております。
0:10:04	32 ページ目、移りましてリンス検査の部分をですね、より正確なものにですね変更させていただいたということ、あわせて外観検査 2 を追加したというところでございます。
0:10:17	33 ページに移りましてこちらも軽水同様、68 条削除、21 条 26 条の追加というところで説明をしております、また 26 条のですね、説明の部分は、
0:10:30	燃料を貯蔵する必要があるためということで根本的な説明にかえさせていただきます。
0:10:37	34 ページ目、移りまして 3 ポツとして新しく追加した技術基準規則への適合性についての説明ということで、26 条のものでですね。
0:10:47	を追加しております。なお 21 条については先の前、前回の審査会合での説明についてすでにご説明さしあげるものということとし、ものとして、
0:10:58	26 条の部分だけを説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:01	まず 35 ページ目のところになりますが、こちらはですね第 1 項第 1 項第 1 号についての説明ということで前回コメントいただきました臨界に達する恐れがないこと。
0:11:15	の説明を、下の部分に追加させていただいております。
0:11:20	実際にですね問題あるローンの計算で紹介をしたところ、このような値ということになっております。
0:11:29	36 ページ目ですね 26 条の続きということでございますが第 1 項第 2 号についての説明となっております。こちらは前回と同じものでございます。
0:11:42	37 ページ目に移りまして、4 ポツ、技術基準規則等の対応表ということで、38 ページ以降続けさせていただいておりますが、こちら変更箇所と いうのをですね
0:11:54	赤字にしております。
0:11:57	という形で 383940 ページとまとめさせていただきまして、また判例ということでマルペケ、あと簿のですね説明を加えさせていただいております。
0:12:11	いうものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	前回コメントありました 26 条のですね第 1 項第 3 号とかですね第 2 項についての説明を、も新しく追加をしているところでございます。
0:12:22	以上少し駆け足ではございますが、京都大学からの資料の説明となります。
0:12:28	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:12:33	池側カトウです何点かよろしいでしょうか。
0:12:39	まず、9 ページの間ですけれども、
0:12:45	今のところ、これ審査会合を②の回答としまして 22 条第 1 項の説明でですね、それとこの別個の説明というものを、これ評価計算書から抜粋そこが、その重立ったものを持ってきているというふうに理解をしています。
0:13:05	それで、ちょっと記載の仕方ないんですけれど、
0:13:12	危険要求という形では、この 22 条の第 1 項っていうのは、運転時における圧力温度、
0:13:23	放射線につき、想定される最も厳しい条件下において、物理的・化学的性質を保持するものでなければならないというふうに言っていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	評価計算書、いろいろ項目を立てていると思います。具体的に言うと、 照射特性、それと密応力腐食、不利さ、
0:13:46	これが法令養型のどの部分の説明に該当するのかっていうのを明確に表 して欲しいと思いますがいかがでしょうか。
0:14:07	すいません、長大学の高橋です。承知いたしました経営評価計算書の部 分の
0:14:14	説明と加えてそれが何を表しているかというところでまとめさせていた だきたいと思います。ありがとうございます。
0:14:23	休憩はカトウです。今具体的に言ってもらってもよろしいですか。椎 名。
0:14:30	その分ってどれ。
0:14:34	京都大タカハシ少々お待ちください。
0:15:05	京都大学タカハシです。まず、放射線ですねに関する事でいくと、
0:15:13	計算書ですね 2 ポツ、照射特性、
0:15:18	こちらあったが対応するというふうに考えております。
0:15:22	圧力については熱応力、
0:15:29	と。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:31	S P A R K L E ロードですねすみません。すみません。
0:15:34	登録は温度の部分になるということですので腐食につ、森沢そうですね温度に関する事。
0:15:42	腐食に関しては、
0:15:48	特にはいいんですが科学的性質を保持するという意味での説明ということになるかと思います。
0:15:59	で圧力については従来、少々お待ちください。
0:16:04	はい。
0:16:45	規制庁の加藤です。もう1回ちょっと整理して言って説明してもらってもよろしいですか。
0:16:52	京都大学タカハシです。戸松ですねえ。
0:16:59	と圧力に該当するところになりますが、圧力については
0:17:04	今回圧力が上がらないということでの説明になるかと思いますので評価計算書のところに対一対一対応するものはございません。あるとすると、ちょっと体積膨張率というところが出てくるかとは思いますが特にはないと思っております。
0:17:19	温度につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:24	登録後取りさんの説明の部分がそれに当たります。
0:17:29	放射線につきましては、
0:17:32	照射特性、
0:17:34	それに該当するものと考えております。あと最後の必要な物理的・化学的性質を保持するものの説明を
0:17:48	追加するということで腐食の部分がそれに当たるというふうにご覧いただき、ご説明させていただきます。
0:17:56	まずこれが時計水に関するところでございます。よろしくお願いいたします。
0:18:05	答えにつきましてもほぼ同様なことになるかと思いますが、
0:18:12	正圧力についてはまずは、
0:18:17	問題ないと、上がらないということの説明になるかと思いますが、で、温度につきましては、
0:18:26	ブリスタですね、がそれに当たります。
0:18:30	でした。
0:18:33	放射線については照射。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:35	あと、化学的性質を保持するということで、燃料場の強度や腐食というものが補足的な説明としてそれに当たると。
0:18:45	ということですが、こちらの方の説明ですねこれーの 22 条のところにあるような項目に合わせてですね、
0:18:54	ちょっとこちらの説明板を整理し直した方が良いかというふうに今考えているところでございます。以上です。
0:19:07	等、
0:19:09	出力が上がらないっちゃうのは、そうなんです。
0:19:16	圧力バーからね。
0:19:21	それは、9 ページ。
0:19:35	あ、規制庁、加藤です。圧力はないってということなんですけど圧力上がらないってということなんですけれど、圧力が上がらないっていうのは、どこで説明されていますか。
0:20:07	さっき五味さん、前川さんが言ってました。
0:20:11	城松江氏をすることでございますので圧力が上がることはないんですけども、その圧力の説明というものをですねしっかりとまとめた形に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	規則のですねこの圧力温度、放射線というようなところを項目立てで分けてですね、度ご説明差し上げるように修正したいと思います。
0:20:33	北野カトウです確認ですが、評価計算書の方に、圧力に関する説明内容も追加するっていう理解でよろしいですか。
0:20:47	京都大学の高橋です。計算書とですねあわせてこちらの資料の方にもですね、十河圧力についての説明を追加するということで考えております。市長の加藤です。評価計算書に追加するとともに、審査会合用の資料のところにも追加するっていうことで理解しました。
0:21:10	戸高タカハシです。はい、おっしゃる通りでございます。
0:21:18	規制庁金子です。今の圧力のところなんですけども、
0:21:22	許認可上で、その情報の蒸発、事故時も含めてですね、情報の蒸発っていう説明を受けて、その許認可、
0:21:33	記載内容として記載されているということはあるですか。
0:21:46	共同します。設置変更の中ではですね。
0:21:51	最高使用圧力ということでですね常圧というものを記載をしております。
0:21:58	それは通常運転じゃなくて、事故時も含めてですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	衛藤海宝で運転をしております。ろうについては答えについても京成についても開放ですね圧力については、常に常圧になるかと思いで、
0:22:16	次工事についてのちょっと記載については、ちょっと今すぐに出てこないですけども、
0:22:25	確認をして、させていただきます。はい。去年記載事項に上限開放なので、事故時においても、圧力は上がらないとかねそういう記載があるならば、あわせて説明資料に記載してください。
0:22:42	戸高タカハシです。承知いたしました。
0:22:44	あ、規制課の加藤です。ちょっとだけ懸念があるので言っておきますが、評価検査評価計算書のですね、2 ページ目の一番上のところで、
0:22:56	今度同時に評価計算書の、ここの規制っていうのは、
0:23:00	停止炉を設置を交渉における審査において確認いただいている、まとめ資料に記載していると、その中の抜粋であるっていうふうに書かれているので、これはまずいん 100 まで逸脱しないような形で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	<p>応答を入れてもらうか、仮に今、あちこちのですね、最高使用圧力のことがまとめ資料とかになるのであればこの文言を変える必要があると思いますので、</p>
0:23:33	<p>村山タカハシです。承知いたしました。</p>
0:23:36	<p>はい。</p>
0:23:52	<p>京都大学タカハシですけど軽水個体ともにですね合わせて対応したいと思います以上です。</p>
0:24:08	<p>ちょっと、</p>
0:24:13	<p>どうぞ。</p>
0:24:20	<p>規制庁のカトウです。震災後の資料、35 ページ目のですね、</p>
0:24:34	<p>第 26 条の第 1 項第 1 号の説明のところの、上の部分ですね。</p>
0:24:45	<p>ここの分の部分においては、ちょうどそれとあと過去ですね、設工認を使用、</p>
0:24:54	<p>記載している理由はこれ为什么呢か。</p>
0:25:02	<p>影響力のタカハシです。こちらにつきましてはあくまで貯蔵設備の説明ということでございます。今回の設工認申請の中に具体的なそういった、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:16	貯蔵設備の説明がないということでイメージをつけていただく上での説明ということで書いておるところでございます。
0:25:25	聞いてなかったようです。イメージはわかるんですけど、そうすると下の説明につなげる前段階としてってということなんですかね。
0:25:39	京都大学とかCSOおっしゃる通りです。
0:25:41	終わりましたわかったんですけども、
0:25:45	まずですね、
0:25:48	下の説明だけでもちょっと全然情報として足りないというふうに考えておりました、
0:25:59	ここについてはですね、
0:26:01	きちんと評価条件であったり、モデルの配置図ですね、それと評価条件、そういうのをきちんと説明した上で、
0:26:13	実効増倍率がこの辺りになるっていう説明が必要だというふうに思っています。
0:26:19	ちょっと具体的に言うとですね、これSTACYのTCAの土岐CCOの大塩宇津の粘土貯蔵庫を設置するっていうときの、
0:26:31	申請書を見ますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:34	まず計算方法があって、
0:26:38	それで計算方法の中には、基本方針や計算行動断面積ライブラリ、
0:26:45	それ等を次に 2.3 として計算モデル。
0:26:51	その時にどこまで考慮するのかっていうことで、基本条件と、対基準と複数ユニット、
0:27:00	それ等々計算結果っていう形になっていて、それらのもろもろ多分必要になるんじゃないかなと思っているんですけども。
0:27:10	いかがでしょうか。
0:27:17	影響力のタカハシです。大変失礼いたしました計算のモデル等ですね条件方法、
0:27:24	その他の追加説明というのを加えた形での、
0:27:28	説明に変更させていただきたいと思います
0:27:32	当然のことながら評価という意味では、そういったところの条件示さないで正確な評価できないかと思しますので、そういった情報を付け加えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。はい。
0:27:51	規制庁金子です。宮さん聞こえてます。
0:27:59	皆さん聞こえてますかー。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:03	超えても、バス、
0:28:07	詳しい説明は今京大から説明があったように、資料として追加するって話があったんですけど、
0:28:13	まずこの説明の中で使われている。
0:28:17	計算ボードのMCNP6バージョン1.0っていうのは、保冷ワーク、一般によく使われている計算コードですか。
0:28:26	そうですねそれはアメリカですけども、実績があると考えると結構だと思えます。わかりました。ありがとうございます。
0:28:40	施設のカトウです。
0:28:42	そういう評価モデルとかに関しても、あと審査会合で説明する内容についても、ちょっと去年だと、去年か一昨年に、
0:28:53	認可したですね、TC北条年度坪井設備のその審査会合の資料を見ていただいて、同じ審査会合としてどこまでの説明をすべきなのか。
0:29:04	そういうことに精査して、
0:29:07	資料の方に追加するようお願いいたします。
0:29:10	それとですね、これは35ページ目も静電で書いているものが、何となく読み取れなくはないんですけど、結局は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	市長人の核燃料貯蔵設備である貯蔵棟に入れるよ。
0:29:30	ていうことが、最も大事だと思いますのでそこがちょっと明確にわかるような形でお願いいたします。
0:29:39	高瀬承知いたしましたこのページの説明ですねもう少しブラッシュアップしてですね、まずは他事業者さんの資料等を参考にですね、
0:29:50	変更したいと思いますどうもありがとうございます。はい。規制庁金子です。ついでにフォーマットの35ページのところ、
0:29:58	第1項第1号についてのあと2貯蔵棚等のスペックが書いてあるんですけど、適合性の内容じゃない話が出てきちゃうと混乱するので、
0:30:10	もし可能であれば、第26条の資格の直後のすぐ下に確保して、
0:30:18	へえ、ちょうどだね。
0:30:20	兵頭平良ですね、ちょうど所長駄目であれば長女貯蔵だの諸元って書いて、
0:30:30	壁面が何とかとかですね、鉄骨製性だとか、材質がどうかっていうやつを書いてもらって、そのあとに、第1項第1号についてっていうふうにしてもらえませんか。
0:30:45	難します失礼いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:48	そういった内容について変更を加えたいと思います。ありがとうございます。 ます。
0:30:57	三好ですけど、ちょっと1点確認させてもらっていいですか。どうぞ。
0:31:03	このライン、具体的なその計算の条件だとかモデルだとか、結果の評価、この辺については、出してもらってことですけど。
0:31:14	ここでは無限体系で計算してるっていうことになってますけども、当然 低濃縮の燃料が入ってくる時には、
0:31:26	高濃縮原油のものは全部変換されてるという、そういうことでよろしい んですか。ちょっとそこだけ確認させてください。
0:31:37	久慈タカハシです。低濃縮の燃料が入ってくる際には、すでに高濃縮と いうものはすべてでございませぬというか、今もございませぬ。以上で す。わかりました。
0:31:49	結構です。
0:32:22	少々お待ちください。
0:34:08	広野カトウです。よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	26条の第3号ですか。ごめんなさい。第1、第1項第1号を説明していただいたというふうに思っています。次ちょっと飛ばしてですね、第3号のところなんです。
0:34:33	第3号の関戸家の沖野浮上の利用については、39ページ目。
0:34:43	39ページ目の技術基準等の対応表の、26条第1項第3号のところ、JPになっていて、今回の申請はメールを製作及び保管であって、燃料取扱場所の線量及び温度を測定できる設備に係るものではないためというふうにあるんですけど、
0:35:03	これまでまず設工認できちんとをとっていたのが高濃縮についてきちんとこれらっていうものを測定できますっていうことだと思っております、これも丁寧色が変わっても測定できるのであれば、
0:35:20	そういう説明も加えて欲しいと思うんですけどいかがですか。
0:35:29	建築の高橋です。承知いたし本社では26条の第1項第3号につきましても、
0:35:37	承認の範囲の測定器を用いて低濃縮でも図れるといった旨の説明を加えていただきたいと思います。
0:35:45	以上です。ご覧いただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:50	すいません京都大学タカハシですけれどもこちらの 39 ページに加える ということでしょうかそれとも
0:35:58	新しく困るとして、審査会合用の資料の説明のところに 16 条の説明の ところにつ加えるということでしょうか。
0:36:07	宗教のカトウです。39 ページ目の不要の議員のところに追加するという ことでございます。
0:36:17	京都大学、明石です。承知いたしましたでは適合性確認の要否としては バツのままでそのところに不要の説明として低濃縮も図れるという旨の 説明を使え、
0:36:29	加えさせていただきます。どうもありがとうございます。
0:36:33	規制庁の加藤です。次に行きたいと思います。次ですね同じ場の 26 条 のところ 36 ページの、26 条第 1 項第 2 号のところに行きたいと思いま す。
0:36:48	ここについてはですねもうちょっとざっくりばらんに言うと正直わかりづ らいと思っています。それでわかりづらい理由としては、ここで使われ ているですね、
0:37:01	貯蔵だ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:02	それとバーベキュー時、それとずっとって言葉で整理されているんですけど、そこの整理がですね、その関係上が少し明確じゃないんですよね。
0:37:13	だからその関係はまず前段で整理してもらって、もう結論として、
0:37:20	どれぐらいの要望があって、どれぐらい使うから大丈夫っていう、全部の面とかで示した方がもう全然わかりやすく、その関係とかを全面で説明するような形で整理できますか。
0:37:35	去年、高橋先生、承知いたしました。それがまず前段の部分で、こういった関係になっているということで、
0:37:42	適合性説明として、これだけあってこんだけしか入れないので大丈夫ですよという、わかりやすいものに変更したいと思います。どうもありがとうございます。
0:37:59	規制庁の加藤です。次にですね、
0:38:06	38 報とかっていう、
0:38:21	市長の加藤です。次に 27 条のところ、30、38 ページ目でもいいんですけど 27 ページの、ごめんなさい、27 ページ目のところを見ていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:38	この 27 ページ目のところはですねこれ検査のところ、今回 1 ポツのところ第 6 条の地震による損傷の防止、それとあと第 8 条のですね、
0:38:51	外部からの衝撃の損傷の防止、これを削除っていう形になっていてなぜですかって言うと、設置保証人の審査で説明済みという形になっていますと。
0:39:01	そこっていうのは、自立企業規則との対応表である 38 ページに、どういう機会になっているかっていうところに飛びますと、
0:39:13	ここに記載されているようなものとなっていますと。
0:39:19	それで、
0:39:22	まずちょっと確認なんですけれど。
0:39:26	ここではですねこの第六条第 8 条の第 1 項に対して設置方向就任の審査で確認しているつもりを許可の審査で確認をしているっていう記載になっているというふうに認識をされていて、
0:39:42	具体的に言うと実施自身のところの債権であったり支持フレームについては設工認をとってるんじゃないかなと思ってるんですよ。
0:39:52	設工認できちんとその兵庫結果とかも踏まえたものを承認しているというふうに考えていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:00	仮にそうだとしたら、その後、大木就任の情報を入れて欲しいんです。 具体的に言うと、いつ承認したんですが承認したときの、取得した番号、文書番号はどういうものですかっていうところを記載していただきたいと。
0:40:16	それはどうですかね。
0:40:19	町長の高橋先生、承知いたしました補足的な説明がありますが例えば六条の細管フレームについては設置変更のところ、
0:40:29	過去の施工人でそういった説明をしましたということを設置申請のところで説明させていただいてたと、いうことなんですなので、今回前回の設工認でこういったものがありましたよというところの説明を、
0:40:43	ここに加えるということになるかと思いますので、それ対象に番号のですね、そういったところの内容を加えさせていただきたいと思います どうもありがとうございます。
0:40:52	はい。
0:40:54	北野加藤です。それから次に、第8条のところなんですけれど、ここにピッチ報告承認の申請で説明済みっていうふうにあるんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	これがちょっと中途半端な説明だなと私は理解をされていて、外部事象のうち、瀬古承認申請の審査で、もう評価を終えているもの等を、
0:41:21	それとあと原子炉建屋で守るよっていうもので設工認で審査をやって、設備別についていうものが、ただ仕分けとしてあると思っています。
0:41:34	そこをきちんと整理して、この事象については、設置運航承認で説明済みですし、ここの部分については、この時の設工認で説明済みですよっていう説明をしていただきたいと。
0:41:50	それについてはいかがですか。
0:41:54	高瀬承知いたしました損傷について、設置変更承認の部分の部分での説明の部分と、設工認での説明の部分というのを
0:42:05	加えてしっかりと説明者に、しっかりとした説明に変更したいと思えます。どうもありがとうございます。
0:42:12	知久医長の加藤です。加えてですね、この要するに過去の既承認のところで説明済みっていうものに関しては、一つ大きな観点が
0:42:25	例えば河口小であれば、ハザードの条件に変更がないということが条件になるんですね。例えば、
0:42:37	竜巻とか超過している竜巻の速度が変わったところになる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:45	もともとの既承認で取っていたとしても評価が必要になりますし、
0:42:51	底とかってというのは私は今回は別に変更がないから、既承認のその説明 内容から変更がないってことをもってOKだと思っております、
0:43:02	その旨の記載もできますか。
0:43:08	兵藤君とか説明承知いたしました。
0:45:10	すいませんお待たせしました。
0:45:13	規制庁のカトウです。ですね、ちょっとこっから体裁の話に入っていく んですけれど、まずですね、38 ページ目から始めている技術基準規則の 対応表。
0:45:28	これについては、19 条、20 条、30、31 条が抜けているというふうに認 識してるんですけど、間違いないですか。
0:45:42	京都大学の高橋です。大変失礼いたしました等を、おそらくちょっと張 りつけた際に抜けているのかと思いますので、
0:45:53	次回
0:45:55	入った、ちょっと入ってもらおうということで加えさせていただきます。 大変失礼いたしました。規制庁の加藤です。ちなみにあれですよ。 1920、33 日これを抜けている状況になるんですけれど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:09	そこワー適合啓蒙を確認の可否はペケということでよろしいですか。
0:46:18	京都大学タカハシです。
0:46:21	はい。×でございます。
0:46:24	19、3031、20、
0:46:30	ですね、下松ですねはい。すいませんバツです。
0:46:35	わかりましたきちんとちょっと追加するようお願いいたします。
0:46:41	規制庁の加藤です。ですねまた同じ技術基準規則の対応表のところなんですけれど、
0:46:51	今回、
0:46:52	全くの対象外としてバーっていう判例を入れて入れていただきました。 それじゃパーになってるのってどこになるんだっていうと 18 条の適用 のところを坂にしてもらってると。
0:47:07	ちょっとごめんなさいあの、前回の私のですね、この伝え方がちょっと 悪かったとは思うんですけど、
0:47:15	えっとですね、適合性の確認の可能な不要な理由が必要なもの。
0:47:23	それについても、バツをつけて、もう明らかにですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:29	今回は、年齢の政策と他までから全く関係ない条文については私は馬場 B。
0:47:38	伊井 S E。
0:47:40	具体的に言いますと、13条で安全弁であったり14業務じゃ逆駄目で、 これについては全く不要。
0:47:51	あとOPってこういうところはバーになるというふうに理解をしてるん です。
0:47:56	それでもう1回ちょっとここを精査してもらってもよろしいですか。
0:48:02	明石です承知いたしました全く関係のないものですね、不要な説明の不 要なものについてはばれというのでしょうか。
0:48:15	その通りです。よろしくお願いいたします。
0:48:19	承知いたしました。
0:48:23	あ、規制庁のカトウです。ちょっとですね今私がちょっと具体的に言っ たんですけれど、京都大学の藤湯川よりちょっと、今やろうと整理しよ うとして考えているかっていうのを確認したいと思いますので、
0:48:38	具体的にどこをバーにしようかなっていうのがあればちょっとご説明し てもらってもよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:51	まだ申請ではない、駄目だということ。
0:48:55	共同連絡タカハシですけども、
0:49:00	少し大ざっぱになるかもしれませんが、説明の部分でですね各この申請 に関わるものではないためというような、
0:49:09	説明を入れてるものですね。
0:49:11	例えば 10 条の第 1 項ですね 2 項ですね船舶であるためとかですね、あ と 13 十四条。
0:49:20	あと 17 条。
0:49:23	あとは、
0:49:25	27 条 28 条。
0:49:28	29 条とかですね 32 条以降もですねほとんどが、
0:49:34	バーに該当するものかなというふうに考えておる次第です。以上です。
0:49:46	そうすると、後、ごめんなさい。
0:51:34	規制庁の加藤です。ちょっとちなみになんですけど、第 8 条の外部か らの衝撃の損傷の防止の第 4 項については、
0:51:45	これはどうなりますか。
0:51:48	バーですかねバツですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:51	先ほど6節ですけど、ここはバツかなと。
0:51:56	考えているところでございます。
0:51:59	わかりました。大体こちら等ですね認識一緒かなと思いますので、今の考えに沿ってですね、整理の方をよろしくお願いいたします。
0:52:13	戸崎タカハシです。承知いたしました。
0:52:16	規制庁の加藤です。そうですね。ちょっとまたこれも掲載のところなんですけれど、今回は変更もしくは追加になっているところが私は赤字になっているというふうに理解をしているんですけれど。
0:52:32	例えばですね、具体的に言うと、14ページ目のですね。
0:52:43	この最初の枚数、
0:52:48	こことこって追加になった、多分説明なんじゃないかなあと考えていて、ちょっと赤字の精査が足りてないんじゃないかなと思っています。
0:53:00	そこの部分であったり後ですね、16ページ目から補正申請の方向とこのところに行くんですかー。
0:53:10	ちょっとごめんなさい私もここ、完璧に詳しく見ているわけではありませんが、18192021の追加。
0:53:21	だったなど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:23	こういう認識なんですけど、違いますかね。
0:53:30	京都大学の高橋です。
0:53:39	これはですね説明としては追加しておりますが、
0:53:45	そうですね申請書の中に記載して書か規制申請書の
0:53:51	姿勢として変更した部分というのは赤字になるかと思っております。いま せん一時に申請することができない理由なのかが、赤字になるところか とは思っています。
0:54:02	ちょっともう一度その赤字の意味ですね。
0:54:07	と。
0:54:09	何について赤字を使っているのだというところを、それに使うのかとい うところですかね、そちらをもう一度精査したいと思います。どうもあ りがとうございます。はい。私は何でそういうことを言っているかって いうと、17 ページ目のところですね。
0:54:24	これ補正の内容としてポツが五つあって、その人に矢印があって変更箇 所を赤字で記載って書いてあるんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:31	赤字本区ってということは、追加もあれば前回の説明から変更の箇所も含むんだらうと、そこから言っておりますので、もしかすると住民の定期目の記載を変更するっていうのもあるのかもしれないですけど、
0:54:45	とにかくですね、前回の、
0:54:49	審査会合での説明から内容が変わるもの追加になったもの、そこっていうのが、変更してますっていうことがわかるように、記載をしてください。
0:55:02	後頭蓋窩タカハシです。承知いたしました。
0:55:11	規制庁の筈です私から、次で最後ですけど、そのを申請書に盛り込む必要はないとは思っておりますが、
0:55:25	P13 ページの、
0:55:28	23 ページ目のところで、これ第 21 条第 3 項のところですね、この該当の燃料要素の温度上昇の
0:55:41	値、これプラス 49.3 度ですよっていう説明をしているんですが、
0:55:47	これらの予想評価通産省みたいのを、補足説明資料が、あとはこの審査構造の資料の参考の方とかに入れて欲しいと思ってるんですけどいかがですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:05	京都大学の高橋です。承知いたしました資料、追加でつけさせていただきたいと思います。はい。
0:56:16	からは以上です。皆様から何かございますか。
0:56:31	いいですか。
0:56:32	タツモトさんどうぞ。
0:56:35	規制庁タツモトです。
0:56:38	ちょっと体裁含めて、この辺足さしてきてるんですけど、まず資料の初めからいきますけど、7ページ目ですかね。
0:56:48	5ページ目に、前回の補正の方針のところは補正の方針で変えてくださ いってというお願いをして多分書いてあると思うんですけど、今この補正 の方針が何を指してるのかっていうのがいまいわからないんですよ。
0:57:03	なので、補正方針として何々を追記するとか、
0:57:08	それは申請し、最初の四角の下に申請書本文に何々を記載した。
0:57:14	繋がるのかもしれないですけど、
0:57:17	コセイの中身、
0:57:19	わかるようにして欲しいんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:25	片岡先生承知いたしましたすみませんここも数例の説明になるかと思いますが、
0:57:32	何をどう変えたのかというのをもう少しわかりやすくなるような形で変更したいと思いますありがとうございます。
0:57:40	規制庁タツモトして全体が補正補で見直されるのであれば、最初の回答の部分で、マース圧力なり温度なり、
0:57:51	ていうところを補正で説明するなり入れるっていうところを示してもらえればと思います。質問に対する回答ってのを明確にして欲しくて、今質問は、
0:58:03	本文 2 圧力温度が記載されていて、添付 2 は、圧力温度放射線荷重等の説明がされてます、S T A C Y の設工認の場合ですね。
0:58:14	これらの説明が必要と考えていますがどうですかという質問に対して、本文に温度圧力、また添付でその放射線の荷重等の説明がなされるのかなされないのかっていうそこら辺の回答を明確にしてもらっていいですか。
0:58:33	影響力のタカハシです。承知いたしました 7 ページ以降ですね 8 ページ等を含めましてその

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:41	<p>圧力を、温度とかのですね説明をしているところではあるんですけど</p> <p>もちょっと</p>
0:58:48	<p>明確な回答という形でいくとその質問に対しての答えというのは、もう少しこうわかりやすくなっているような形にですね、ちょっと資料を変えたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
0:58:59	<p>規制庁タツモトです。そういう流れなんだろうなと思うんですけど、</p> <p>まず、その質問に対する回答としてこうしますっていう話があって、具体的には、</p>
0:59:11	<p>申請書にはこう記載します、添付にはこう記載しますっていう流れにして欲しくて、今のこの資料を読むと、7ページ目は多分本文ですかね。</p>
0:59:22	<p>本分の記載があって、次8ページにいくと、何故か条文の記載があって、それに対して何か問題ないってことが書いてあるんですけど、その点、本文で温度圧力添付で、放射線量とかっていうところの流れにな</p> <p>ってないように私には読めるんですよ。</p>
0:59:40	<p>なので、その最初に明確にしてもらった回答に対して、どういう流れで説明をするのかっていうところはもう1回検討してもらっていいですか。</p>
0:59:50	<p>北村さん、黒川先生の承知いたしましたもう少しわかりやすい資料になるように心がけます。大変失礼いたしました。</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:57	ありがとうございます。
0:59:59	規制庁タツモトです。
1:00:01	直していただけるということでありがとうございます。次、13 ページ。
1:00:09	もう、細江。
1:00:12	の中身なんですけど、これは欲しいし、申請で追加するって言うてるからいいのかな。ちょっと全体の資料のコセイ。
1:00:24	対応するっていうところは、さっきの赤字に繋がるかもしれないですけど
1:00:28	わかりやすいようにしてもらえればと思います。
1:00:33	高橋先生は承知いたしました。ありがとうございます。
1:00:39	そして、次が、
1:00:46	98 ページにいきますので、
1:00:51	これす。
1:00:53	18 ページ、ごめんなさいねちょっとてください。
1:01:08	ごめんなさい。20 ページですね。
1:01:12	20 ページ目で許可制後、
1:01:15	ていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:17	項目に対して許可の話しかないんですけど、これ許可制御説明してるんですか。
1:01:28	京都大学の高橋です。許可整合という意味での説明では、少しちょっとわかりにくかったかもしれません許可上の記載があってですね。
1:01:38	それに合わせて設工認には工事等がございませんので、これをベースに、この条件をもとに
1:01:48	性能試験、性能検査を行うということになります。
1:01:52	なのでちょっともう少し記載の方法がわからん、記載の仕方がわかりやすいようなものにですね。
1:01:59	ちょっと修正したいと思います。
1:02:01	ありがとうございます。
1:02:04	規制庁タツモトです。許可制度と言われると、許可で定めている、設計仕様なり何なりっていうのが工認の方でも整合していますっていうふうな形での見方をしてしまうので、その許可整合を説明したいのか、それとも何か違うことを、工事は実施しないっていうことを説明したいのか、そこら辺がわかるようになればいいかと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:27	以上 3 ページなんですけど、こっからは設計条件として申請書の変更が出てるんですけどこれなぜ変更するのかっていうのを、
1:02:38	この中に入れなくて、この中ってのはこの申請書記載の中と、いや別々出しでいいんですけど変更の理由を書いてもらっていいですか何か吹き出しとか何かそこは任せるんですけど。
1:02:51	高橋先生承知いたしました。確かに唐突に
1:02:57	出てきますのでこれまでの議論、ご存知ない方であれば、なぜだという話になるかと思しますのでその変更した理由というのを、
1:03:05	ここの横なりちょっと空いたスペースにですね説明を加えるようにしたいと思います。
1:03:11	ありがとうございます。
1:03:13	規制庁タツモトです。ありがとうございます。書き方によっては、おそらく、23 ページから続いて 24 ページも変更の理由書いて、25 も変更の理由書いて、
1:03:25	26 も書いてってということだと思うんですけど、27 ページ目に行くと、これ設置変更承認の審査で説明済みとかこれもう何か変更の理由的なも

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>のが、この中に書かれてしまっていて、何が本文の記載で、何が変更の理由なのかってのがわからない。</p>
1:03:41	<p>わかりにくくなってるので、本文は本文でわかるようにしてもらって、人は自由でわかるようにしてくださいというお願いです。</p>
1:03:51	<p>西条タカハシです。承知いたしました前の先ほどいただいたコメントにあるように吹き出しCにするとかですね、ちょっとそういった、本文の変更なのか、説明なのか、</p>
1:04:02	<p>そういったものがわかるような資料に変更したいと思います。</p>
1:04:07	<p>ありがとうございます。</p>
1:04:10	<p>はい、ありがとうございます。衛藤須佐、私から最後ですけど、38 ページ目にはマルバツがあって、</p>
1:04:19	<p>今日も言いましたし前回も言いましたけど補正の方針、ちょっと補正が出されてしまったらもう補正の中身なんですけど、その中身、または補正の方針を今回確認することに対確認することになるので、どこの部分が補正で変わるのかっていうのは明確に示してください。</p>
1:04:38	<p>これは赤字ですっていうことであれば赤字なんだろうけどこの表だけ見ると赤字が何なのかっていうところがわかり、わかんなくなってきた</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るので、そこを明確にしないと審査漏れ確認漏れっていうことになって、また次回会合で説明してもらってというような無駄な作業が発生するので、
1:04:56	そこは補正の方針なり補正で、
1:04:59	変更箇所ですっていうのは、
1:05:01	わかるようにしてください。
1:05:04	河津川瀬です。承知いたしましたカヌーは意味するところまで資料全体を通していえるかどうかかもしれませんが、その赤字の意味というところですね、例えば項目が変わればちゃんと下変え、
1:05:16	変わった説明というか、付け加えるというのはちょっと資料として、この赤字の意味するところというのを明記したいと思います。どうもありがとうございます。
1:05:28	規制庁タツモトです。私からは以上です。
1:05:32	はい。ありがとうございます。他、何かございますか。
1:05:40	よろしいですか。
1:05:43	町長の加藤です。そうしましたら内容の確認は以上となりますが、着水要するに県だけ、どうぞ。よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:53	ただ、えーとですね、ちょっと燃料の量について書いてあるところ、
1:06:01	についてちょっと質問したいんですけども。
1:06:05	例えば、24 ページ。
1:06:08	2、
1:06:13	運営と、
1:06:15	ちょっと待って。
1:06:20	軽水でしたかね、軽水の。
1:06:25	燃料者。
1:06:27	枚数と、
1:06:29	ウラン量を書いてありますけど、
1:06:33	これ一、枚数は1回目の搬入量ということですけど、
1:06:38	量の方はこれは全体の量になってるんですけど、これはどういう意図でこうなってるんです。
1:06:49	京都連絡のタカハシです。こちら枚数はですねトータル枚数になっております。
1:07:00	量ですね物量につきましては設置変更承認申請に書かれている。
1:07:06	内容、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:08	ということで記載をしているところがございます。
1:07:12	いやそれはわかってるんですけど。
1:07:18	プラン料については、もうその製作数、
1:07:21	の枚数に対応するものが、
1:07:25	来るのではないかというふうに思ったんですけど、
1:07:35	京都大学の高橋ですけれども製作数につきましては、
1:07:42	正確な値、枚数というのが記載できますんでこのような形で今回記載させていただきます。
1:07:49	ウラン量、裏に3号につきましては、
1:07:53	実際に作ったもので最終的な物量というものは、まだ作っている、作って完成はしていないので、正確な値はわからないということで、
1:08:06	その正確な値を記載するというのであればちょっとかなり厳しいと何々以下と。
1:08:11	いうのを記載せざるをえないものかと思っております。
1:08:15	従ってですね設置変更承認申請に書かれている制限値というものをこちらでは記載しているんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:22	こちらの物量、要するにここに引っかかる設工認上確認するべきところ ということで、整合性ということですね設置変更との整合性的には、こ の辺りを書いておけばよいかと私たち考えていたところでは。
1:08:35	実際枚数については、やはり計算の中で見ていただくという意味で、正 確な枚数を記載したところではございます。
1:08:43	この物量については最終的には
1:08:47	輸送のところですねでも確認をいたしますし、当然保障措置上の観点か らも、確認をするということで最終的には担保確認いただけるものとい うふうに思っておる次第でございます以上です。
1:09:05	そちらの考え方はわかりました。
1:09:12	要するにいいかっていう言葉を、前回のあれで、いらんんじゃないか かっていう、
1:09:19	取った方がいいんじゃないかっていうそういう話があったと思いますけ ども、
1:09:25	ここでは全量以下っていう
1:09:31	いわゆる 23 号についてはこういうふうに許可量を変えてるわけですよ ね、実際は。だから、あまり意味ないと思ってるんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:38	そちらの、
1:09:41	毎度というか、考え方はわかりました。
1:09:44	兵藤芥川先生ありがとうございます許可量をここに記載しているもので ございますので
1:09:52	ただ、やはりここは超えていないかどうかというのは、確認する必要が あるかというふうに思っていますね記載をさせていただいている次第です どうもありがとうございます。
1:10:03	私からは以上です。
1:10:06	はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。町長の加藤です。 えっとですね今日コメントが、
1:10:16	所、2615 がいい。
1:10:23	第 1 号の説明ですね。
1:10:26	モデルであったり評価条件評価結果。
1:10:32	そこについてはやはりですね、私の感覚ではきちんとヒアリングをやっ て確認をしなきゃいけないと思っております。それと次回のヒアリング なんですけれど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:43	全く今日と同じ金曜日の4時から始めたいと思うんですけど京都大学さんいかがですか。
1:10:56	すいません、ちょっとお時間いただきます。
1:11:11	京都大学の高橋です。キタムラタカハシについては問題ございませんそのた
1:11:17	とりあえず最低限の人数は確保できるというので場合によってはちょっと人数が増えるかもしれませんということをお願いしたいと思います。
1:11:25	規制庁の加藤です。そうしましたら、11日の16時からお願いいたします。お手元の資料率で、木曜日の朝何時までに送るようお願いいたします。
1:11:41	ここ、皆さんの方から何かございますか。
1:11:46	タカハシさんどうぞ。
1:11:49	京都大学タカハシです26条の説明ですねしっかりと準備させていただきたいと思いますちょっと場合によっては、
1:11:57	追加の計算書ということですね、今のある計算書にA Bとあるんですけどそこに場合によってはCという形で、ちょっと付け加えることも検

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	討してみたりしたいと思います。すいません今日はどうもありがとうございました。以上です。
1:12:10	はい。
1:12:12	よろしいですかね。はい。そうしましたら本日のヒアリング以上とした と思います。ありがとうございました。
1:12:23	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。